

令和3年度第1回津市公契約審議会の会議結果報告

1 会議名	令和3年度第1回津市公契約審議会
2 開催日時	令和3年11月1日(月) 午後3時00分から午後4時50分まで
3 開催場所	津市役所本庁舎4階 庁議室
4 出席した者の氏名	津市公契約審議会委員 西川 源誌(会長)、田邊 三郎、橋本 正治、村山 篤、 山口 登 (事務局) 総務部長 奥田寛次 総務部次長 稲垣篤哉 調達契約課長 織田充彦 調達契約課調整・物品調達契約担当主幹 伊藤良成 調達契約課工事契約担当主幹 柿木伸介 物品調達契約担当副主幹 横山貴之 工事契約担当主査 井原崇視
5 内容	(1) 令和2年度の労働報酬下限額試行結果について ア 業務委託の試行結果について イ 工事の試行結果について (2) 令和3年度の労働報酬下限額試行状況について ア 業務委託の試行について イ 指定管理の試行について ウ 工事の試行について (3) その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	1人
8 担当	総務部調達契約課工事契約担当 電話番号 059-229-3122 E-mail 229-3121@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 別紙のとおり

事務局 お待たせいたしました。本日は、皆様大変お忙しい中、お集まり頂
きまして、誠にありがとうございます。

それでは、令和3年度第1回津市公契約審議会を開催させていただきますが、会議に先立ちまして総務部長より一言御挨拶を申し上げます。

事務局 【総務部長挨拶】

事務局 それでは、西川会長、議長として会議の進行をお願いいたします。

会長 承知しました。皆さんお忙しい中お集まりいただき、ご苦労様です。前回に引き続き、活発且つ円滑な議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、本日の会議は、津市の「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき公開としております。

傍聴者の方におかれましては、会議の運営を妨げるものがないよう、お静かに傍聴していただくことをお願いします。

会長 それでは、議事を進めてまいります。「事項書1 令和2年度の労働報酬下限額試行結果について (1) 業務委託の試行結果について」ですが、まず事務局に説明を求めます。

事務局 <概要>

- ・昨年度に実施した4件の試行案件の結果報告。全労働者に対し、労働報酬下限額以上の労働報酬が支払われていることを確認。
- ・アンケート結果からは、労働報酬下限額については妥当との意見が多数を占め、また、労働状況台帳については個人の賃金を記載することについて難色を示す意見があった。
- ・労働報酬下限額の設定金額については、令和2年度の試行においては妥当であったと考えられる。また、労働状況台帳の提出については実効性の担保のためには必要不可欠なものであると考えており、現在の試行においても個人名ではなく労働者A等と記載することを認めており、今後も個人情報の保護に配慮しながら提出は求めていく。

会長 分かりました。では、業務委託の試行について、何か御意見・御質問はありませんか。

委員 別紙1の試行案件に係る入札参加者数が示されていますが、事務局は参加者数についてどのように考えられますか？

事務局 試行案件ではない類似案件と比べましても入札参加者数に大きな差はないため、試行案件であることが入札参加に与えた影響は少ない

ものと考えます。

委員 労働状況台帳作成時に個人名を記載せず労働者A等として提出することができるとのことですが、金額を知られたくないと考える事業者もいるのではないのでしょうか。特に下請業者は労働報酬の支払状況を元請業者に知られたくないと考えるのではないのでしょうか。

また、労働報酬を上げようとしている中で、落札率が低い案件が見受けられる点も気になります。

委員 業務委託は最低制限価格がないので、価格競争の中でこういった結果が出る場合があるということですね。

委員 業務委託は、業務に対する人員の数が把握できている中で、予定価格と落札金額との差が開いたという結果となっているため、労働者に十分な労働報酬が支払われているのかが気になりました。

委員 事務局からの説明にもありましたが、落札率は低かったものの、結果としては、労働報酬下限額以上の報酬は支払われたということですね。

事務局 業務委託の予定価格積算時においても業務を行うのに、労働者は何人必要というのを想定して積算していますが、業務を何人で行わなければならないというものを決めているものではありませんので、双方の積算の差が予定価格との差になったものと考えます。落札率が極端に低い案件については履行体制調査を行うなどの方法も検討したいと考えています。

委員 市が5人で積算していても事業者が3人で積算して入札した結果、落札率が下がるということも有り得るということですね。

委員 今回の場合、市が5人で積算した業務を3人で行ったとすると、その3人に残業が発生する等のしわ寄せがいくことは考えられませんか。また、5人とした積算は正しかったと言えるのでしょうか。

事務局 市は標準的な人数で積算しています。その積算に対し、事業者は積算より少数の熟練労働者を配置する等して事業費を圧縮しているという場合については問題はないものと考えています。

会長 ほかに何かございますか。
ないようですので「事項書1 令和2年度労働報酬下限額の試行結果について (2)工事の試行結果について」に移ります。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局

<概要>

- ・一般労働者、見習い労働者等、交通誘導警備員の3区分で労働報酬下限額を設定し、実施した5件の試行案件の試行結果の報告。全労働者に対し、労働報酬下限額以上の労働報酬が支払われていることを確認。一般労働者は最低賃金を大きく上回っているが、交通誘導警備員は最低賃金に近い水準の賃金で従事する労働者が一定数存在した。また、見習い労働者等の区分に該当する労働者はいなかった。
- ・アンケートからは労働報酬下限額については全ての元請業者と多くの下請業者からは妥当との回答であった。また、労働状況台帳の記入方法がわかりにくい、労働状況台帳を元請業者に見られたくないとの意見があった。
- ・労働報酬下限額の設定については、令和2年度の試行における設定方法及び金額でも概ね理解を得られるものと考えられる。また、今後、労働状況台帳については、労働報酬下限額試行マニュアルの内容を見直し、わかりやすいマニュアルを作成するように努める。労働状況台帳を元請業者に見られたくない場合の提出方法については、現行どおり労働状況台帳を厳封して提出することで対応する。

委員

労働状況台帳は市に直接提出したいとの意見があったようですが、直接市に提出することはできないのでしょうか。

事務局

労働状況台帳は、現在のところ市に直接提出することはできません。元請業者に内容を見られたくない場合は厳封して提出していただくこととしています。

委員

この点につきましては、今後改善される予定はあるのでしょうか。

事務局

今後も受注者である元請業者の責任において、取りまとめを行っていただきたいと考えています。

委員

取りまとめというのは、下請業者から労働状況台帳を集めるという理解でよろしいのでしょうか。

事務局

そのとおりです。

委員

試行を開始した時点では労働状況台帳の内容確認を行い、内容に誤りがあれば指導するとのことでしたが、今は集めるだけということですね。

事務局

はい。

委員

労働状況台帳を市に直接提出したいとアンケートに記載した事業者に対し、何らかの回答は行ったのでしょうか。

事務局 御意見への回答は行いませんが、アンケートの内容は確認させていただき、改善できるところは改善してまいります。

委員 労働報酬下限額試行マニュアルをわかりやすくすることですが、我々委員は現在のマニュアルを見たことがありませんので、どのように改善すべきか意見を申し上げにくいですが、できるだけわかりやすいマニュアルを作成していただきたい。

また、試行結果を見ますと、一般労働者は最低賃金を大きく上回っていますが、交通誘導警備員の方は最低賃金に近い労働者も存在するようですね。ほとんどの土木工事において、交通誘導警備員の配置は必要で、工事を安全に行うためには交通誘導警備員は重要だと思えますが、その交通誘導警備員が低賃金であることは気になりました。

事務局 マニュアルについては後ほど委員の皆様にお配りさせていただきます。労働状況台帳の記入方法については、事業者が初めて見る書式であり、何をどのように書けばいいのかわからないということだと思いますので、今後記入例等の見直しを行います。

また、委員の御意見のとおり、交通誘導警備員については賃金が低いという実態がありますので、市としては、まずは交通誘導警備員や清掃作業員のような最低賃金に近い水準の賃金で従事する労働者の賃金を確保することを目的としたいと考えています。また、後ほど説明しますが、10月1日から最低賃金が上がったことにより労働報酬下限額と最低賃金が逆転したということもありますので、この点も考えながら労働報酬下限額の設定金額を検討していきたいと思えます。

委員 一般労働者のうち熟練労働者と未熟練労働者の区別がないのでわかりませんが、最低金額と最高金額にかなり開きがあるように思えます。最低金額の労働者は比較的経験が少ない労働者なのだと思いますが、労働者の経験年数や技術等がわかれば賃金の額が妥当なのか検討しやすいのではないのでしょうか。

事務局 労働状況台帳には年齢等を記載する欄は設けていませんので、経験年数は未確認です。

委員 工事現場には普通作業員や重機のオペレーター等多くの職種の労働者がいますが、全て一般労働者に該当するということですか。

事務局 職種を問わず、交通誘導警備員以外の全ての労働者が一般労働者に区分されます。

委員 交通誘導警備員の賃金が低いとの話でしたが、その原因は交通誘導警備員の設計金額が低いためではないのでしょうか。設計金額が低いと当然労働者の賃金も低くなります。労働報酬下限額の主旨は適切な金額で設計を行った上で、適切な賃金を支払ってくださいますということに

あると思います。

事務局 設計金額は今回の試行結果と比べると、もう少し高い水準にありますので、こういった事実も勘案して下限額の設定は必要かと考えています。

委員 日当に換算すると4万円を超える労働者もいますね。

事務局 当該労働者は特殊な技術を持つ労働者ではないかと考えます。

委員 設計には特殊な技術を有する労働者の賃金も反映しているということでしょうか。

事務局 当該労働者の賃金は設計した金額以上の賃金だと思われませんが、その賃金でないと当該労働者に従事していただけなかったのではないかと思います。

委員 特殊な技術を有する労働者は一般的な労働者とは状況が異なりますので、今回の議論からは除いた方がよいのではないのでしょうか。

事務局 御意見のとおり特殊な技術を有する労働者が従事するケースは稀ですので、サンプルとしては適当ではないかもしれません。

委員 労働状況台帳の記載方法がわかりにくいとの意見がありましたが、誰が見ても理解できるような書式でないと事業者の負担になると思いますのでわかりやすいマニュアルの作成をお願いします。

事務局 労働状況台帳の作成はほとんどの事業者が初めてだと思いますので、可能な限りわかりやすい書式になるように努めます。また、委員の皆様にはお配りしたマニュアルをご覧いただき、お気づきの点があれば御意見をいただければと思います。マニュアルはページ数も多く、この場で確認をするのは難しいと思いますので、御意見があれば後日事務局の方へお願いします。

会長 ほかに何かございますか。

ないようですので「事項書2 令和3年度の労働報酬下限額試行状況について (1)業務委託の試行結果について」に移ります。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 <概要>

- ・ 予定価格が1,000万円以上で、かつ競争により契約している特定公契約の中から10件を選定し、試行を行っている。
- ・ 労働報酬下限額は当初890円で設定していたが、三重県の最低賃金が902円に改定されたことから、令和3年10月1日から90

2円を労働報酬下限額としている。

- ・受注者から提出された第1回目の労働状況台帳からは全ての労働者に対して労働報酬下限額以上の労働報酬が支払われていることを確認したが、最低賃金に近い水準の賃金で従事する労働者が大半を占めるとともに、10月1日に改定された最低賃金を下回る労働者も存在した。
- ・今後の労働報酬下限額の設定にあたっては実質的な効力を有する金額を設定する方法を検討していく必要がある。
- ・アンケート結果からは令和3年度の試行方法や労働報酬下限額の設定については、現時点では概ね妥当なものとして受け止められているものと考えられる。

会長 わかりました。それではこの件について御意見、御質問はございませんか。

委員 890円というのは前回の審議会で市の高卒初任給を勘案した額だったかと思いますが、この金額は最低賃金未満ですね。

事務局 前回の審議会で労働報酬下限額を890円に設定することをご承認いただき、令和3年度の試行を実施していましたが、10月1日から三重県の最低賃金が改定され902円になったことから、労働報酬下限額を上回ることとなりました。そのため、10月1日から労働報酬下限額を三重県の最低賃金と同額の902円としました。

委員 現在の労働報酬下限額は902円ということで、最低賃金と同額になっているということですが、労働者の立場からすると良いとは言えないと思います。

事務局 労働報酬下限額を890円に設定した時点では三重県の最低賃金は874円であり最低賃金を上回っていましたが、最低賃金が改定され、結果的に労働報酬下限額を上回ることとなりました。このような場合、労働報酬下限額を最低賃金と同額とし、試行を続けることとしています。

委員 10月から最低賃金が一気に20円以上も上がり厳しいとの意見もありますが、公契約条例導入時に最低賃金があるのに労働報酬下限額を別に設定する必要があるのかという意見もある中で、津市では何年も労働報酬下限額について議論しており、前に進んでいるのかと思っていましたが、最低賃金と労働報酬下限額が同じという結果になると、前に進んでいた議論が後退しているように感じてしまいますが、どのようにお考えでしょうか。

事務局 委員の御意見のとおり、10月から最低賃金が労働報酬下限額を上回ったことから、労働報酬下限額が最低賃金と同額という状況になっ

ていますが、市としてもこの状況は問題があると考えており、実効性のある労働報酬下限額の設定金額を検討する必要があると考えていますので、来年度の労働報酬下限額については改めて金額設定を行います。一方で、あまり労働報酬下限額が高すぎると事業者の経営を圧迫することになりかねませんので、社会経済の情勢も見据えバランスの取れた金額設定を検討します。

会長 ほかには何かございますか。

委員 資料のグラフを見ると、委託と工事で賃金に差があることがわかりますね。

事務局 今回の業務委託の試行案件では工事という交通誘導警備に近い清掃業務や、警備業務といった職種の労働者が多いことから、このような結果になったのだと考えています。

委員 今回の話とは直接関係ないかもしれませんが、落札率が34.8%の案件がありましたので、この契約金額で業務をやっているのかどうかと心配になります。

委員 予定価格と契約金額に大きな差が出るということは予定価格自体が正しいのかということにもなると思うのですが、市はどのようにお考えでしょうか。

事務局 業務委託の予定価格の積算方法は参考見積もりを勘案して設定する場合や、工事のように積算する場合がありますので、統一した積算基準がある工事とは異なりますが、予定価格の設定については適正に行われているものと考えます。また、当該業務については、落札率が低かったとしても今のところ報酬の支払や業務の履行は適正に行われています。今後、仕様どおりの業務が履行できていない場合は必要な措置を講じます。

委員 同じような業務であれば予定価格も同程度になるのでしょうか。

事務局 同程度になると思われれます。

委員 当該業務は最低制限価格が設定されていないことから34.8%の落札率になったものだと思いますが、低い落札率であっても業務を適正に履行できるということであれば、この予定価格自体が正しいのかという話になると思います。そうならないように市は、落札率の低い案件については業務の履行確認をしっかりと行っておくべきだと思います。

事務局 御意見いただいたことについては、しっかり履行確認を行っていき

ます。また、本市には履行体制調査という制度があり、契約に当たって履行ができる体制が整っているかどうかを確認してから契約をするというものですが、低い落札率が続くような場合は当該制度の活用も考えております。

委員 落札した事業者はこの金額で契約しなければならない事情もあったのかと思いますが、無理をして低い金額で落札を続けた結果、業務の履行に支障が出た際に発注者の責任が問われる可能性もあります。工事の場合は低価格で落札した業者に対して、余分に技術者を配置させる等といった制度がありますが、業務委託についても低価格での落札について歯止めをかける方法を考えた方がいいかと思います。

会長 ほかに何かございますか。なければ「事項書2 令和3年度労働報酬下限額の試行状況について (2)指定管理の試行について」に移ります。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 <概要>

- ・指定管理料が1,000万円以上で、かつ公募により指定管理者を決定する案件を1件選定し、試行を行っている。
- ・労働報酬下限額は当初890円で設定していたが、三重県の最低賃金が902円に改定されたことから、令和3年10月1日から902円を労働報酬下限額としている。
- ・受注者から提出された第1回目の労働状況台帳からは全ての労働者に対して労働報酬下限額以上の労働報酬が支払われていることを確認したが、最低賃金に近い水準の賃金で従事する労働者が大半を占めるとともに、10月1日に改定された最低賃金を下回る労働者も存在した。
- ・今後の労働報酬下限額の設定にあたっては実質的な効力を有する金額を設定する方法を検討していく必要がある。
- ・アンケート結果からは令和3年度の試行方法や労働報酬下限額の金額設定については、現時点では概ね妥当なものとして受け止められているものと考えられる。

会長 わかりました。それではこの件について御意見、御質問はございませんか。

委員 この案件は労働者のほとんどが900円台との結果になっていますが、労働者はほとんどがアルバイトなのではないでしょうか。

事務局 各労働者の雇用形態は調査しておりませんが、900円台の労働者についてはおそらくアルバイトであろうと推測されます。

委員 指定管理業務については市において適正に業務が履行されていることを確認していただいているとは思いますが、労働者の雇用形態に

についても確認できればより良かったのではと思います。また、アルバイトの職員に責任ある仕事を任せてよいのかと思います。例えばプールの監視業務で監視員をアルバイトが行っている事例がありますが、技術や知識を持たないアルバイトは利用者が溺れる等の事故があったときに適切な対応ができるのでしょうか。監視員は不測の事態があったときに対応できる技術を持った人を配置するべきだと思います。

事務局 この案件について、1, 200円以上の比較的高額な報酬の2名の労働者については、他の労働者と雇用形態が異なるかと思われます。この2名の労働者が他の労働者を指導、監督しているものと思われます。また、この案件の業務内容としては施設の利用受付や施設内の清掃業務となっておりますので、委員がおっしゃった緊急対応が必要な業務には該当せず、特殊な技術や知識が必要な業務ではありません。

委員 わかりました。利用者の命に係わる緊急対応が必要な業務の場合については、技術や知識を有する者にさせるべきだと思います。緊急対応が必要な責任ある業務であるにも係わらず報酬が900円台だったとすると、その報酬額は不適切だと思います。プールの監視業務のように人の命に係わる仕事については、それなりの報酬を出して、技術や知識を持っている人を配置しないと何か事故があった時に対応できないと思いますので、こういった業務については、市はどういった労働者が配置されているのかを監視し、状況によっては指導するべきかと思います。

事務局 指定管理者が業務に応じて必要な技術、知識を有する者を配置し、それに応じた適正な報酬を支払っているものと考えております。

会長 ほかに何かございますか。なければ「事項書2 令和3年度労働報酬下限額の試行状況について (3)工事の試行について」に移ります。それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 <概要>

- ・ 予定価格が1億5,000万円以上の案件全てを試行対象としている。
- ・ 労働報酬下限額は当初890円で設定していたが、三重県の最低賃金が902円に改定されたことから、令和3年10月1日から902円を労働報酬下限額としている。
- ・ 現時点で労働状況台帳等の提出期限を迎えた案件はないため、労働報酬の支払い状況やアンケート結果については次回以降の審議会で報告する。

会長 わかりました。それではこの件について御意見、御質問はございませんか。

委員

工事の試行案件は、落札率を見る限り概ね90%程度となっています。これは設計労務単価を基に積算された予定価格の90%ということだと思いますが、平成30年度の第1回の審議会の冒頭で市長が労使双方がプラスになるような労働報酬下限額の仕組み作るとおっしゃっていました。また、労使ともに納得感のある形で、ともおっしゃっていましたが、今は労働報酬下限額が最低賃金と同額の902円ということで納得感の無い状況です。前回の審議会では試行をしないことには令和3年度の運用ができないということでしたので、労働者側も市側の提案についてそれ以上意見を申し上げることはしませんでした。その後も労働報酬下限額の見直しを行う、労働報酬下限額の見直しについて条例・規則の附則等で規定していくことも考えて行くということで、お話をいただいています。その中で、我々委員は市長から委嘱されたということで、審議会に集まっているわけですが、今年度の労働報酬下限額については納得できる金額ではありませんし、条例が施行5年後に本格的に運用された後に労働報酬下限額がどうなっていくのかということについても心配しています。902円という労働報酬下限額はあくまで試行中の金額であると認識して、本格運用の令和5年度以降に労働報酬下限額がどのようになっていくのかということについて再確認をさせていただきたい。

事務局

5年目以降も審議会は継続していく必要があると考えています。今までのように議論をしていただく必要もありますし、翌年度の労働報酬下限額の改定についても御審議いただかなければなりません。また、5年目以降の労働報酬下限額をどのような金額で設定するのかは引き続き検討が必要と考えています。

委員

工事は1億5,000万円以上の案件ということですが、その報告については次回審議会以降とのことですが、どのような結果が出てくるのか強い関心があります。工事については、今回の試行案件のどの工事であっても技術レベルの高い労働者が必要なわけですが、そういったレベルの高い労働者と無資格の労働者の労働報酬下限額を同じ基準で考えて良いものなのかと思います。また、工事は施工体系が複雑なため労働状況台帳を提出するのは大変で、提出に係る手間は業務委託の比ではないと思います。このような状況でどのような結果になるのかは非常に興味があります。

委員

労働状況台帳には職種を記入する欄は設けているのでしょうか。

事務局

今年度は職種別の労働報酬下限額は設置していませんが、職種記入欄は設けてあります。

委員

職種別に集計することはできるということですね。

事務局

可能です。

委員

業務委託では比較的単純な作業に当たる労働者は報酬額の差は少ないかと予想しますが、高度な技術を有する労働者では、能力差により報酬格差があると思われれます。それをひとまとめにして労働報酬下限額を設定することは適切ではないと思われれます。また、職種によっても報酬額の格差が生じているかと思われれます。しかし、このような状況において職種ごとに労働報酬下限額を設定すると、制度の運用がより複雑になるのではなるかと思われれます。また、既にある程度以上の報酬を得ている職種の労働者は基準とせず、賃金水準の低い職種の報酬額の底上げを図ることが大切であり、そうすれば徐々に報酬額は上がっていくことになるかと思われれます。

事務局

令和5年度の本格運用時は、まずは、最低賃金に近い水準の報酬で働いている労働者を基準に考えてスタートはさせていただきたいと、前回の審議会でも申し上げましたが、今年度の試行で最低賃金が労働報酬下限額を超えてしまったということがありましたので、労働報酬下限額が最低賃金を下回らないようなしくみを作ってからスタートしたいと考えています。今後の試行結果で、多くの労働者の報酬の状況が見えてくるかと思われれますが、それを見て労働報酬下限額をどうしていくのかというのは令和5年度以降の本格運用後の次のステップになるかと思われれます。また、職種別となると職種は非常に多いためすぐに職種別というのは難しいかと思われれます。交通誘導警備員と一般労働者に分けて労働報酬下限額を設定することができるかどうかということについては、少し時間がかかるかもしれませんが、委員の皆様のご意見をいただきながら引き続き検討することを考えていますが、まずは報酬額の水準が低い所の引き上げを考えています。

委員

今後の要望になりますが、今回、時間単価で資料を作成されていますが、設計労務単価との比較も行いたいので8時間換算も示していただければと思われれます。

委員

工事における交通誘導警備員と業務委託の警備員は同じように考えても良いかと思われれますが、業種分けしてないというところは気になります。なぜなら、配管を布設する人と重機を運転する人とは職種も報酬額も異なってくるからです。このことは、令和2年度の試行結果にも表れており、金額にバラつきが出ていますので、業種を設定する際にはよく考えていただかないといけなかなと思われれます。

課長

今の段階としては、報酬額の水準が低い労働者の底上げを図るという所からスタートさせていただき、業種にはこだわらずに労働報酬下限額を設定したいと考えております。業種については、どのような水準なのか知っておきたいということで記載はいただいておりますが、今のところは労働報酬下限額の金額設定は報酬額が低い労働者の報酬の底上げを目標としたいと考えています。

会長 ほかに何かございますか。それでは「事項書3 その他」に移ります。委員の皆様から何かありますか。

会長 特にございませんか。なければ事務局から何かありますか。

事務局 事務局からは特にありません。

会長 事務局からも無いようですので、本日の会議はこれで終わりたいと思います。長時間にわたり、ありがとうございました。